

7 水道施設被害への対応

担当：衛生推進課（環境衛生チーム）

活動経過

平成23年

- 3月11日 東日本大震災発生
管内市町村等の水道施設の被害状況及び復旧状況調査を開始（3月23日まで継続して実施）
- 3月12日 管内市町村からの給水車支援要請及び派遣に関する調整実施
- 9月 上水道（簡易水道）施設災害復旧費国庫補助に関する国（東北財務局及び厚生労働省）による査定

活動内容

水道施設被害に関する対応

東日本大震災の発生に伴う水道施設の被害について、管内水道事業等の被害状況及び復旧状況に関する情報収集を行った。この作業は、断水等がおおむね解消されたことが確認されるまで継続実施した。

基幹管路が破損等したことにより断水が発生した事例や、水源に濁り等が発生し、飲用停止の措置を講じた事例が認められたため、飲用再開に当たっての必要な措置等について、技術的な助言等を実施した。

断水等が発生した市町村にあっては、給水車等による応急給水が行われた。断水箇所が複数あり、配備済みの給水車等のみでは、十分な応急給水が困難となる可能性があったため、当所に対して応急給水の支援要請があった。そのため、他の市町村の被害状況、給水車（タンク）の所有状況等を勘案して、他市町村に支援を要請した事例があった。

なお、復旧工事に当たっては、水道施設災害復旧費国庫補助金の活用を視野に入れた対応が行われるよう助言するとともに、当該補助金の申請を検討している事業者については、事前に被害状況の調査を実施した。

活動実績

上水道（簡易水道）施設災害復旧費国庫補助金の採択を受けた水道事業

- 会津若松市東田面簡易水道事業
- 磐梯町水道事業
- 西会津町水道事業

課 題

1 上水道事業と簡易水道事業の支援体制の格差

災害等で水道施設に被害が発生した場合は、社団法人日本水道協会の調整により会員間の相互支援が行われている。

しかしながら、当該協会は、原則として上水道事業を対象としているため、簡易水道事業や会員外の市町村にあつては、支援の対象外となってしまう。

市町村独自の災害協定や県に対する支援要請が行われることとなるが、被害が広域及んだ場合は、現在の体制は、必ずしも十分ではないと思われる。

2 迅速な派遣を妨げる要因

会津保健福祉事務所管内は、非常に面積が広いため移動距離が長く、多くの時間を必要とする。高速自動車道を利用することにより、移動時間を短縮することができるが、地震発生当時は、高速道路の通行が制限されていた。緊急車両であれば通行が認められる措置が講じられていたが、通行許可証が必要であった。

今回、給水車（タンク）の派遣支援を行った市町村からは、高速道路の使用ができないか照会があったが、直ちに通行許可証を入手することができなかつたため、やむを得ず一般道路を使用して移動せざるを得なかつた。

災害時においては、緊急に飲料水の供給を行う必要があることから、今回のような事例では、柔軟に高速道路を利用できる手段があらかじめ講じられていることが望まれる。

業務を担当した職員の声

水道施設の被害状況及び復旧状況に関する情報収集については、市町村等の協力を得ながら適宜対応することができた。毎年度当初に、市町村等の水道担当部局との緊急時連絡体制を構築しており、日ごろから地震や大雨等が発生した際に被害状況等の確認を実施していたことが機能したものと考えられた。